

平成27年12月定例会 経済委員会（付託）

平成27年12月9日（水）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

岡委員長

休憩前に引き続き、経済委員会を開きます。（10時55分）

これより、商工労働観光部関係の審査を行います。

商工労働観光部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 平成28年度に向けた商工労働観光部の施策の基本方針について（資料①）
- 徳島県T P P対応基本戦略（案）について（資料②③）
- とくしま小規模企業振興憲章（素案）について（資料④）

吉田商工労働観光部長

この際、3点、御報告を申し上げます。

まず、1点目は、平成28年度に向けた商工労働観光部の施策の基本方針についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

まず、現状と課題についてでございます。

県内の景気状況は、緩やかな回復が続いているとされておりますが、依然として、社会経済情勢は、人口減少を背景とした労働力の低下、T P Pの大筋合意によるグローバル化の加速、訪日外国人観光客2千万人時代到来など、本県経済を取り巻く環境に変化が生じており、迅速な対応が重要となっております。

これらの状況の中、本県経済の成長を確かなものとするため、国の施策を最大限に活用し、地方の実情に応じた取組を進めることにより、産業競争力の強化、グローバル化への対応、観光誘客の促進などの課題に対処していく必要がございます。

こうした現状や課題を踏まえ、本県経済の潜在力強化と発揮、次代を担う人材の養成・確保、交流人口の拡大による地域活性化の3本柱により、希望を生み出す、強い徳島経済の実現を図ってまいりたいと考えております。

まず、本県経済の潜在力強化と発揮でございますが、①「稼ぐ力」の強化に向けた成長産業の創出では、本県の強みである、4 Kなどのクリエイティブ産業の育成と集積、L E Dバレイ徳島ワールドステージ戦略の展開に加え、高機能素材等の新成長産業の創出と集積を図ってまいります。

次に、②安定した経済活動を支える環境整備では、融資制度の拡充や、商工団体を通じた経営改善の指導により、中小企業を支援してまいりたいと考えております。

さらに、③海外の成長市場への挑戦と対内投資の促進では、T P P圏や欧州まで拡大した輸出戦略を推進いたしますとともに、藍、木工などのクール製品の販路開拓を推進してまいります。

次に、次代を担う人材の養成・確保でございますが、まず、①多様な人材の参画促進では、女性や若者の創業支援などにより多様な人材の活躍を推進いたしますとともに、シルバー人材センターへの支援強化などにより、高齢者等が就業する機会の確保を図ってまいります。

また、テレワークセンターの充実等、テレワークの活用により、県内における多様な働き方を推進してまいります。

次に、②専門性の高い人材の養成では、プロフェッショナル人材戦略拠点の活用などにより、専門性の高い人材のU I Jターンを推進するとともに、徳島版マイスター制度の構築や、海外留学制度の充実などにより、産業界のニーズに沿った人材の育成を進めてまいります。

最後に交流人口の拡大による地域活性化でございます。

まず、①観光地域づくりの推進組織の整備では、日本版DMOのトップモデルとして来年4月に設立予定の、一般社団法人せとうち観光推進機構への参画を進めてまいります。

また、②伝統と革新が共存するコンテンツづくりでは、秋の阿波おどりの充実等による阿波おどりの通年化や、L E Dデジタルアートの推進を図るとともに、③戦略的な情報発信では、4 K映像を活用したプロモーションの強化や、海外観光見本市への出展などを行ってまいります。

さらに、④観光消費の拡大を図る取組では、観光と食を一体的に売り込むとともに、コンベンション誘致を更に推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目は、徳島県T P P対応基本戦略（案）についてでございます。

お手元に、資料2として、基本戦略（案）の概要版、資料3として、全体版をお配りさせていただきます。

このうち、概要版に沿って、御説明させていただきます。

去る10月5日の、T P P交渉の大筋合意を受け、県内企業や商工団体への出前相談を実施いたしました。そこでいただいた現場の不安を早急に払拭し、T P Pによるメリットの最大化、デメリットの最小化を図るため、去る11月30日、県のT P P対策の方向性を示した、徳島県T P P対応基本戦略（案）をとりまとめたところでございます。

本日の委員会では、商工分野について御説明させていただき、農林水産分野につきましては、明日の農林水産部関係の委員会にて、御説明させていただきます。

まず、1ページを御覧ください。

1、基本の方針でございます。

（2）戦略の基本的な視座の②商工分野でございますが、関税撤廃等の効果により、原材料の値下がりや輸出の拡大が期待されることから、本県企業の海外展開を推進し、T P Pのメリットを最大化していくことが重要と考えております。

また、グローバル化に対応するための県内企業の競争力強化や、本県企業の99.9%以上

を占める中小企業に対する貿易関連情報の提供や、専門スタッフの配置支援など、きめ細やかな対応についても重要と考えております。

次に、4ページを御覧ください。

講ずべき対策のうち、（2）商工分野でございますが、対策を4本柱としております。

まず、①海外展開の支援として、T P Pのメリットを最大化するため、商談会の開催等により、県内企業の海外での販路開拓などを支援してまいります。

次に、②産業競争力の強化として、県内企業の海外展開をより効果的に行うため、本県の強みであるL E Dや光ブロードバンド環境を活用した産業競争力の強化を図ってまいります。

次に、③中小企業への支援として、技術力を持った中小企業が、徳島にいながらにして、海外展開を行うことができるよう、相談体制の充実強化や人材育成を行ってまいります。

最後に、④国際観光の推進として、多言語ホームページ等による情報発信や、徳島ならではの観光資源を創出、活用し、訪日外国人観光客の本県への誘致を推進いたします。

今後、県議会での御論議や、パブリックコメントで県民の声をいただきながら、年内の策定を目指してまいりたいと考えております。

最後に、3点目は、とくしま小規模企業振興憲章（素案）についてでございます。

お手元の資料4を御覧ください。

県内企業の約9割を占める小規模企業は、地域経済と雇用を支えており、地域住民に最も身近で事業を展開しておりますが、近年、社会経済構造の変化や、売上の減少、経営者の高齢化、後継者の不足などの課題を抱え、大変厳しい経営環境に直面しております。

このような中、国においては、昨年、小規模企業振興基本法が制定されたところでございまして、本県においても、小規模企業を県民総ぐるみで支え、地域が持続的に発展できるよう、応援する指針となる憲章を制定することとし、この度、学識経験者などで構成する小規模企業振興委員会において検討を重ね、素案をとりまとめたところでございます。

素案では、行動指針として、企業は、経営改善に努め地域社会へ貢献すること、県民は、地元企業の重要性を理解するとともに、地元での消費に取り組むこと、県は、関係団体と連携し支援することを、それぞれの取組として定めております。

今後、県議会での御論議や、パブリックコメントで県民の皆様の御意見をいただきながら、本年度内の制定を目指してまいりたいと考えております。

報告については、以上でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

岡委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

原井委員

今日の資料の中にもあります、訪日外国人観光客 2,000 万人時代到来に関連して質問させていただきたいと思います。

先月、私も議員のほうに「いけるよ！徳島・行動計画」の主要事業の評価ということで、外部の有識者がまとめた評価が出てまいりましたので、興味深く見ておりました。

中身について、成果が上がっているのがA評価、相当程度成果が上がっているのがB評価、成果不足であるのはC評価ということで、全 750 施策中、それぞれに評価されて、ほとんどがA評価77%で、相当程度成果が上がっているなど見ておったんですが、その中でもC評価の部分、成果不足の部分が 750 施策中で約 6 %ほどあると。

その部分については、私も事細かく見ていたわけなんですけれども、その中で1点質問させていただきたいんですが、以前の行動計画の中で、徳島阿波おどり空港へのチャーター便による外国人入込客数ということで、人数的な目標等を定めていたと。実績値で平成23年は1,944人、翌年、平成24年は468人、平成25年は1,627人、直近の平成26年はゼロ人となっています。まず、このゼロ人となった背景と言いますか、理由を教えてくださいたいと思います。

藪下国際戦略課長

ただいま委員から、旧計画でのチャーター便の実績について御質問いただきました。

委員から今、御披露いただいたとおり、平成26年度につきましては、ゼロ人という実績が現状でございます。平成25年までにつきましては、香港からのチャーター便が、平成25年7月から8月にかけて実績があったわけでございます。この後、徳島阿波おどり空港の国内便の充実、それから、徳島、羽田間が最大12便まで増えました。福岡便につきましても、1日2往復という国内線の充実ということで、阿波おどり空港の発着枠がいっぱいになったわけございまして、海外からのチャーターについて受け入れる時間帯が埋まってしまい、受け入れることができなかったような状態がございます。結果として、平成26年につきましては、ゼロ人になったという現状でございます。

原井委員

発着便の関係で、なかなかチャーター便を誘致できなかった現状は、よくわかったんですが、それ以外にもいろいろな要素があると思うんです。私がなぜこの質問をしたかと言いますと、この前回の行動計画の中で、平成26年の昨年度は、そのチャーター便による外国人観光客の入込客数を1万5,000人に一旦、設定しているんですね。1万5,000人という目標の中で、それがゼロ人となった。それで、理事者の皆様方に考えてもらいたんですが、民間の視点で言いますと、例えばスーパーマーケットがあるとします。そこの店長が4年後には1万5,000人のお客さんを獲得するということで取り組まれたと。しかしながら4年後はゼロ人になったと。これ、民間だったら即、潰れていますよ。その辺を是非、危機感を持っていただきたいと思います。2,000万人時代到来と四国の中を見てみますと、例えば、松山空港で言いますと、国際路線は二、三路線ですよ。香川の高松空港でもあります。是非とも、そういった波に後れていかないように取り組んでいただきたいなとい

うふうに要望させていただきます。

この結果を受けて、新未来「創造」とくしま行動計画では、そういった現状の中で国際ターミナル創設ということで、新たに受入体制の幅を広げて、今後、チャーター便を誘致していくと。計画のほうもいろいろと見させてもらったんですが、平成29年度に国際ターミナル線創設の受入体制を整えて、平成30年、平成31年で外国の2都市から路線を獲得するということが書かれています。現段階で構いませんので、2都市の大体の候補都市を教えてくださいませんか。

藪下国際戦略課長

原井委員から、旧計画の数値を踏まえた、新計画について御質問いただきました。

国際ターミナル機能の創設であるとか、国際チャーター便の就航都市数について、具体的にどのような都市を想定されているのかという御質問だったと思います。

この数字につきましては、私ども商工労働観光部のほうで設定したものではないんですが、県土整備部と連携しながら取り組んでいるところでございます。現実的なところで申しますと、直近のデータで、本県の外国人の宿泊数が4万人を超えた状況ということで、昨年度の目標設定、年間5万人に向かって実現に近づいてきているところでございますが、その中でも、香港、台湾といった東アジアの国々、地域からの誘客が非常に多いという実態がございます。

先ほど委員からも、他県の高松空港であれば三つの国・地域、松山空港であれば二つの国・地域から今、現実的に国際便が就航しているわけですが、本県の徳島阿波おどり空港についても、平成29年に1都市、平成30年に2都市という目標を掲げ、まずは、実績のある所を中心に、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

これにつきましては、別に限定しているわけではございませんので、これからいろいろな国々で、国・地域の特徴を捉えながら、私どももプロモーションしていきたいと考えております。その中で、他の国々からもお話があれば積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

原井委員

知事の言葉を借りるなら、前回この部分の計画に当たっては、絵に描いた餅のままで終わったと。次の新しい行動計画では、是非、食べられる餅になるように、しっかりと危機感を持って取り組んでいただきたいと思います。

それに付随して、もう1点だけお聞きしたいんですが、この評価の中で、医療観光の推進というのがございました。これもC評価になっているのですが、私の認識するところと言うと、この医療観光、例えばアジア圏内の外国人観光客が、徳島で自国にはない高度な医療を受けて、なおかつ、徳島の食材とか観光も行うという観光パッケージであるというふうに理解しているのですが、それで間違いがないか教えてもらいたいです。

藪下国際戦略課長

今、医療観光についての御質問をいただきました。委員からお話がありましたとおり、本県の持つております世界レベルの研究成果を観光と結び付けまして、海外からの誘客を図るため、こういった形での取組をさせていただいているところでございます。具体的には、本県が糖尿病治療について先進的な研究もしておりますので、こういったものを活用して健診、カウンセリング、食事療法、体験型の運動療法などと、県内観光を併せながら取り組んでまいるといった内容でございます。

原井委員

この評価の中の所見で言いますと、4年間取り組んだ結果、それ以前までは調べていないのですが、この医療観光についてはどのぐらい取り組んでこられたかは……（「ようやくやっています」と言う者あり）ずっとやっていますか。

4年間で合計10名、対象の方が訪れたということですね。普通に考えてみると4年取り組んで10人というのは、どう見ても少ないレベルであるなというふうに私は感じました。いろいろと国籍が違うので、医療を受け入れるにしても言葉の問題、生活習慣、食べ物の関係もいろいろとあると思うので、なかなか難しいところがあると思いますけれども、新行動計画のほうでも、今後も同じように推進していくと書かれておりますので、この辺どうなるか、これから注視していこうとは思っています。

先ほど、冒頭で話したとおり、新しい国際ターミナルの受入れができて、定期的な就航ができれば、そちらのほうから爆発的に増える可能性もありますので、是非ともこのあたりは、県土整備と部局間を超えた連携を図っていただいて、取り組んでいただきたいと思います。今後ともよろしくお願いします。

山田委員

実は、今のも引き続き質問したいところなんですけれども、広域交流対策特別委員会のほうで質問させていただくと予告だけして、次、問題に入ります。

T P Pの問題、商工は9月の事前委員会で資料が出てくるのかなと思ったら、今日、付託委員会で出てきたということがありました。大筋合意、大筋合意と言われておりますけれども、この交渉はまだ決着したわけではなく、協定文書の作成と調印、更には各国の批准、国会承認というそれぞれ段階があります。まだ何も決まっておりません。まだ署名もされておられません。もちろん批准もされていない、こういう状況です。

T P P参加12か国で、署名も批准もしていない段階で、その国での予算措置が議論されるというのは日本だけですね。そういうことから見たら、正に私自身は、農林の委員会でも言ったけど、合意したした詐欺でないかという思いもあるんですけど、そういう思いを持ちながら聞いていきたいと思っています。

T P Pの徳島県での商工業分野への影響、農林の場合は260件、各分野ずっと回って、声を集めて、その声も反映されたという状況になってはいますけれども、商工のほうでは、T P Pに関して今日、T P Pの戦略案と報告がありましたけれども、何らかの格好でそういう調査、意見交換ということはやられてきたんですか。

東條政策調査幹

商工労働観光部の出前相談の関係の対応状況でございます。

まずは、T P P交渉の大筋合意がなされた10月5日以降、私ども商工労働観光部につきましては、T P Pに関する出前相談を10月7日から22日にかけて実施しております。これは、T P Pに特化した出前相談という形でございまして、私ども幹部職員が経済5団体をはじめ、貿易協会などの関連団体、自動車部品製造業、繊維業など、県内主要企業の代表者の方をお伺いいたしました。

まずは、17件の相談を実施いたしまして、輸出に取り組める体制の構築、ブランド化の仕掛けや国内産品の高付加価値化などを進める必要があるといった御意見をお伺いいたしましたところでございます。

山田委員

農林のほうは260件あって、こういうふうな中身があってと、まとめて資料を出していただきました。せっかく17件あったら、この委員会にも。今、東條政策調査幹から答弁いただいたんですけれども、こういう声について、我々自身も知りたい中身でもあるので、後で結構ですから、まとめて提出していただきたい。引き続きこの問題はやりますのでね。

そこで、T P Pの具体的な徳島県での商工業分野での影響という点について、そういう声も含めて、どういうふうに全体として把握されているのか。メリットの最大化、デメリットの最小化という言葉だけは走るんですけれども、今、商工労働分野でつかんでいるT P Pを、もう少し具体的に。実は、協定文は、全文出ていないですよ。まだ概要版です。まだこれからどうなるかわからないという中で、本県への影響というあたりは、もっと具体的に言葉だけでなく、わかる範囲で教えていただけますか。

東條政策調査幹

T P P交渉の大筋合意による県内、商工労働分野の影響でございます。

T P Pは世界のG D Pの約4割という、かつてない規模の経済圏をカバーした経済連携でございまして、直接の効果は、関税の撤廃等のみならず、投資サービス等も含めた市場アクセスに関する諸条件が改善されまして、更には通関手続の迅速化、知的財産の保護等により、安心して海外展開することが可能となり、T P P各国との貿易投資が活性化することとされております。

さらに、原産地の完全累積制度、メイドインT P Pと言われておりますが、電子商取引のルール等を活用いたしまして、生産拠点を海外に移さず、いながらにしての海外展開が期待されるところでございます。このことによりまして、従来は大企業が中心であった輸出に、本県の中小企業が参加する機会が増大すると考えられておるところでございます。

非常に輸出等に関しては商取引が複雑でございまして、具体的な影響というのは難しいところでございますけれども、相手国としまして参加11か国、特にこれまで経済連携協定、E P Aを締結していなかったアメリカ、カナダ、ニュージーランドへの3か国へは市場ア

クセスの大幅な改善となり、価格競争力の強化が期待できるところでございます。

山田委員

今、東條政策調査幹から詳しく御答弁いただきました。しかし私自身は、これについては、いろいろな面がまだまだこれからあるなというふうに思っております。特にT P Pの問題を捉える場合に、日米の二国間協議の中身もしっかりと押さえないと、本県の与える影響もあるというふうに思うんです。

引き続き議論するんですけれども、徳島県内には大企業、中小企業、今日出ている小規模企業、一体どれぐらい件数があるって、今、話が出ましたT P Pに関連するだろうという産業はの中で、単純に言えない面もあるとは思いますが、県で推測されている面はどれぐらいあるのですか。

脇田商工政策課長

ただいま山田委員から、県内にどれぐらいの企業数があるのかというような御質問がございました。

中小企業白書、経済センサス等々を見ますと、経済センサスでは約2万7,000社の企業が本県にはあるということになってございます。このうち約99.9%が中小企業。そのうち約90%が小規模事業者ということになってございます。

それから、これは参考でございますけれども、平成26年度の徳島県の貿易・国際事業実態調査報告書によりますと、電気、電子機器、部分品で輸出額が約2,000億円、化学品、医療用品等で輸出額が約1,550億円というような報告もあるところでございます。

山田委員

これはどうしてもつかみになったり、大企業に部品が入ったりというような制約はあるものの、一体、その99.9%、全体で2万7,000社という状況の中で、どれぐらいの企業がT P Pに対して、もちろんいい面というか積極的な面もあるけれども、影響を受けるのか。その辺の数字的なものは、把握されているんですか。それは難しいんですか。

脇田商工政策課長

数字的なところの御質問をいただきました。

我々もいろいろな業界団体の方にお話をお伺いしていますと、直接、海外とやり取りしている分というのは、容易に把握できるかと思うんですけれども、例えば、下請的な業務で企業に納品している場合は、私どもがお伺いした企業では、その先がわからないということもお聞きしておりまして、影響額を算出するのは非常に困難だと考えております。

山田委員

困難だという点はわからないでもないんですけれども、大まかに言って全体の99.9%の中で、また小規模事業者が90%という状況からしたら、一定の状況はわかる。ほかの県、

市では、企業の実態を、かなりつかんでいる所もあります。そういう所は非常にわかりやすいんだけど、徳島県の場合はアバウトでしか、つかんでいないという状況もあるわけですけど、そこら辺の影響については、今後も見ていきたいと思います。

T P Pの問題について、引き続き2月にも議論していくことになると思うんですけども、県としては、基金創設と言われております。この基金創設は農林水産業中心で、商工のほうは、基金創設にはあずかっていない、こういうふうな状況なんですか。

東條政策調査幹

基金の造成についての御質問でございます。

この度の本会議の杉本議員の代表質問に対しまして、知事のほうから基金の造成について、答弁したところでございます。

昨日、開催されました、徳島県T P P対策タスクフォースにおきましては、この基金の詳細設計については、これからであり、予算編成に併せて検討していくというお話があったところでございまして、我々、農林水産部とも連携しながら今後、検討していくことになろうかと思っております。

山田委員

今後、検討していくということなので、今後の推移を見ていくようにしていきたいと、この問題では思います。

次の問題に移りますけれども、外国人の技能実習生の問題を、この場で度々、取り上げてまいりました。特に、この外国人技能実習生の労働法制に違反する案件が多々、見受けられるということについて、所管はもちろん国のほうということにはなるわけですが、県のほうも団体に対して直接、認可等々の関係もあると議論した中で、巡回訪問に取り組むと、さきの9月県議会の時に答弁をいただいています。

この巡回訪問の状況、中身をもう1回、どういうふうになっているのかということについて、お伺いしたいと思います。

脇田商工政策課長

ただいま山田委員から、外国人技能実習生に関する巡回訪問の状況というような御質問をいただいたところでございます。

さきの議会におきまして、中小企業団体中央会が巡回訪問を行うというような御答弁をさせていただいたところでございますけれども、現在、14組合の巡回が終了したと聞いておるところでございます。

山田委員

全体の数字と今後の取組状況、そして14組合を回った中での様々な、社会保険労務士あるいは弁護士とかも入っての調査ということだったと思いますが、どういう調査がされて、今のところ、どういう結果が県に上がっているのかということについてお伺いします。

脇田商工政策課長

現在、徳島県が所管いたします18組合に対しまして、順次、巡回を行っております。

巡回の内容でございますけれども、受入外国人の数でございますとか、労基法、難民法、入管法といった法令の遵守状況、それから参加企業への指導の状況等について、聞き取りを行っているという状況でございます。

現在のところ、法令遵守の状況、組合企業への指導方法等について、問題があった等の報告は受けておりません。

山田委員

今のところ、問題はなかったということですが、実態と、どうかなど。調べ方にもいろいろと問題があると思いますので、引き続き聞くわけですが、

実は、徳島県内でも新たな人材活用で、更なる成長へということで、平成28年から介護分野における外国人の技能実習生を開始することを発表したと。この技術実習制度は細かいルールがあってということで、介護分野の技術技能実習制度を将来の目的とする協同組合を設立した、というチラシが出回っています。香川県に事務局があって、愛媛県・徳島県支部というふうな状況になっているわけですが、国のほうに確認したら、国の認可も受けていないようです。こんな文書が出回っているわけですが、県のほうは把握されているのですか。これは、どんな扱いになるわけですか。

脇田商工政策課長

ただいま山田委員から御指摘のございました内容については、我々、承知していない状況でございます。

山田委員

出回っていたとしたら、きちんとやっぱり調べる必要があるので、原文もこういうものだということを渡しますので、確認を是非ともお願いしたい。

外国人技能実習生の問題が、もう結局、奴隷労働のような状況になって、介護分野までという問題ですが、更に問題なのは、ここに徳島県支部とあります。脇田課長にも、その状況を言ったわけですが、詳細はもちろん、わからないだろうけれども、こういうことが出回るということ自体が、いかがなものかとも思いますので、これについては引き続き、その状態の把握をしていただけますか、答弁ください。

脇田商工政策課長

まずは、山田委員からの御指摘の内容について、こういった内容なのかというところを確認していきたいと思います。

山田委員

国のほうにも問い合わせましたけれども、国の許認可のない団体が、こういうことを出しているということ自体に、もっとフットワーク軽く動かないと、やっぱり徳島県で問題になっているわけですから、真価が問われますよという立場で、是非、明らかにしていただきたいと思います。

次に、正規雇用と奨学金の問題についても、質疑でも聞きました。この問題について、2億円かけて、1億3,000万円を県のほうから、5,000万円を国のほうから、2,000万円を企業のほうからということで、企業にも働き掛けるというふうなことがありましたけれども、一つ問題だったなと質疑の中でも感じたんですけれども、今回の奨学金の対象を、特に三つの分野に限っている。総務省からの要綱によって、そうなっているというふうに、七條政策創造部長が質疑の答弁ではされているんですけれども、もちろん、その三つの分野がどうでもいいということではなく、非常に大事な分野ですけれども、長尾議員も建設業の問題等とも言われました。今の徳島県の状況から見たら、対象業種を広げるということも非常に重要な状況です。実は、鳥取県のほうでも既に制度設計をやっていて、特別交付税をもらう、もらわないで自前で行くのかという議論もあるようですけれども、そういう中で、何としても若者にしっかりと県に定着してもらうという取組が重要だと言われているわけです。

この3分野における今、一体どれぐらいの人が、事業者があつて、直近の正規雇用率、正規雇用者数、わかりましたら御報告いただきたいと思います。

谷口労働雇用課長

ただいま山田委員から、この3分野における正規雇用率等々のデータの御質問をいただきました。前の本会議の質疑でも、政策創造部長が御答弁させていただきましたとおり、奨学金返還制度につきましては、県立総合大学校のほうで制度設計したところではございますが、当部もその役割分担をしまして取り組んできましたので、御答弁させていただきます。

まず、奨学金の対象事業所数につきましては、事前委員会の時点では、2年ごとの経済センサスですので平成24年のデータしか発表されていなかったのですが、11月30日に平成26年の経済センサス第5表が発表されましたので、この数値で説明させていただきます。

この3分野のうち、ここに掲載されておりますのが製造業と情報サービス業になりますので、その数字を御報告します。県内の製造業の法人は1,877事業所、情報サービス業の法人は105事業所でございます。なお、従業員の区分につきましては正規・非正規ではなく従業者、うち常用従業者という区分になります。製造業におきましては、従業者数5万4,331人のうち常用雇用者が5万508人で92.9%、情報サービス業は従業者数1,545人のうち常用雇用者が1,398人で90.4%であります。なお、御承知のとおり常用雇用者とは事業所に常時雇用されている人ではございますが、期間を定めずに雇用されている人、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人、又は平成26年5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人というような定義になっております。

山田委員

その3分野は、そういう状況になっているということですが、先日もNHKの報道の中でも、10年後の徳島県での労働力人口の問題と各分野における減少率ということが出され、また、以前、徳島県の産業別の正規雇用率というのも2007年、2012年比較で出ております。そういったことから見たら、何で3分野にだけ限るのか。さっき建設業の問題も出ましたが、ほかの分野にも、やっぱり広げる必要がないのかということについて、具体的な数字もあるようなら、谷口課長から御答弁いただきたいと思います。

谷口労働雇用課長

この3分野以外にも対象を広げるべきではないかという御質問でございます。

基本的には、この制度設計につきましては、県立総合大学校、政策創造部の所管になっております。今回の制度は、人口減少克服と地方創生に取り組むため、総務省が策定しました、奨学金を活用した、大学生等の地方定着促進要綱に沿った制度として創設するものでございます。国の要綱におきまして、地方経済のけん引役となる産業でありますとか、戦略的に振興する産業に関わる分野の学位や資格の取得、特定の学部・学科の卒業など、支援対象者の要件を決定することとされております。このことから対象となる学生につきましては、製品開発や技術開発などの対象業種に選定いたしました企業等の成長に直接に貢献できる人材との観点から、このような専門分野、対象業種といたしておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

山田委員

10年後の労働力は、わからないの。

谷口労働雇用課長

さきにNHKで放送されました内容につきましては、10年後の就業の状況は、我が国が取り組む現状の中で、今後の施策の方向性としまして、何らかの手を入れなければ、人口の減少が見られるということで、12月1日に公表されました平成27年度の雇用政策研究会報告書を基に報道されたものと考えております。厚生労働省の平成27年の報告書によりますと、本県の2030年の就業者数につきましては、2014年の36万人に比べまして、高齢者、女性の労働力参加が適切に進まない場合は7万人減の29万人、高齢者・女性の雇用について積極的な対策をとった場合は3.6万人減の32.4万人の減になるとの報告がなされているところでございます。

私どもとしましては、高齢者、障がい者、女性の様々な活躍推進、さらには、地域の活性化等々の取組を進めることによって、より影響力の少ない積極的な対策をとっていきたいと考えているところでございます。

山田委員

これももっと詳しく聞きたかったんですけども時間の関係があつて。しかし、そうい

う状況から見ても、どうしても3分野に限るところは、やっぱり、そごが出てくるんですね。だから、そこら辺は、やはり総務省のほうにも枠組みを含めて、ほかの県ではいろいろと枠組みが、もちろん理工系が多いところはそのとおりなんですけれども、本県の必要性からという点も含めて、改善方をお願いしておきたいと思います。

最後の質問になりますけれども、今回、青少年の雇用の促進等に関する法律、いわゆる若者雇用促進法が9月に全会一致で成立いたしました。非常に重要な法律で、ここでも非正規、正規ということを、ずっと議論してきましたけれども、この若者雇用推進法の概要を簡単に結構ですので、どういうことを主に目的にしているのか。

実は、この法律は具体的に、年度内に対策本部を立ち上げて、労働局と県が5か年の実施プランを策定すると、これからの雇用を考える上で非常に重要なことということになってくるわけです。そこで、この対策本部は既に9月から設置され、正社員転換・待遇改善実現本部という難しい名前だと思うんですけれども、徳島県のほうでは、どういうふうに具体化されて進みつつあるのかということについても伺います。

谷口労働雇用課長

若年者雇用促進法でございますが、この10月1日から順次、施行されているところでございまして、主な内容は、円滑な就職実現等に向けた取組の促進と職業能力の開発、向上の支援という大きな内容になっております。

委員の御質問でございますが、正社員転換・待遇改善実現本部につきましては、厚生労働大臣を本部長とする、第1回正社員転換・特別待遇改善実現本部がこの9月25日に開催されまして、その中で、各都道府県労働局にも労働局長を本部長とする都道府県正社員転換・待遇改善実現本部の10月設置というものが指示されたところと聞いております。

徳島労働局におきましては、9月25日に開催され、10月設置ということで時間的な制約があるということ、また機動的な動きをしたいということで、局内の部長、課長等をメンバーとする本部を10月26日に立ち上げたところと聞いております。現在、いろいろな労働関係の法律改正が続いていることから、これら不本意非正規対策でありますとか、学卒正社員化のキャンペーンに取り組み始めたところと聞いておりまして、今後、県とも連携してキャンペーンを実施したいという協力をお願いもいただいているところでございます。

山田委員

だから、労働局でつくるのは、もちろんそうなんだけど、この対策本部は、県が積極的に、自治体としての取組を、地域の実情を含めてということでは言われていると思うんです。そして、3月末までの今年度中に、この策定プランは県も一緒に入ってつくと、こういうふうな状況になっているんじゃないですか。

谷口労働雇用課長

国においては、年明けの1月に国の本部におきまして、不本意非正規などの数値目標の設定が予定されております。この発表を見まして、県としてどのような参画方法がよいの

か判断していきたいと。今後の労働局の取組もしっかりと注視していきたいと考えているところでございます。

山田委員

今、谷口課長がそう言われたけど、この法律は、実は、自治体を含めて取り組もうというのが前提になっているのですよ。何か県のほうが少し距離がということだけれども、実情を知っているのは徳島県になるので、不本意非正規の数値率を、ずっと我々も仁木副部長と、この問題でやってきたけど、国のほうが設置しようと言うけど、徳島県は設置できないという問題があるんですよ。それはそうとして、いずれにしても労働局との関係で、るる議論、今日、労働委員会の中でも岡田委員も指摘されという状況もありますので、この関係を、やっぱりすっきりとさせる必要があるだろう。

その面で、実は、これは委員長と副委員長が中心になって、今回、経済委員会の新たなメンバーで労働局の皆さんとの意見交換の場をということを、いろいろと御尽力されたと聞いております。しかし、いろいろと事があってということで、こちらに来てもらうのが難しかったら、県内視察というふうな格好でも含めて。やはり、これだけ重要な時期に来て、若者の雇用促進法や対策本部という話もあるので、そういう実情も聞かせていただいてということ、せっかくの今年の経済委員会に、是非とも委員長、また各委員との御協力に取り組んでいただいて、労働局との話合いの場を設けていただけたらと思うんですけども、委員長、いかがなものでしょうか。

岡委員長

努力してみます。先方の都合もありますので、その辺もいろいろと話をしながら。

山田委員

是非ともよろしくお願いします。

黒崎委員

1問だけ御質問させていただきたいと思うんですが、この12月定例会の開会日に、知事説明の中で地方創生特区について、お話をされております。その中で、元気な高齢者が地域の担い手となるシルバー人材センターの機能強化ということ、を打診されておるんですが、これは恐らく、引き続き谷口課長の担当になると思いますが、この機能強化、こういった内容なのかお話しいただければと思います。

谷口労働雇用課長

今回の特区申請、「誰もが輝く！『徳島総活躍特区』～『1億総活躍社会を徳島から実現！』～」の中で、「元気な高齢者が地域の担い手へ！『生涯現役社会』の実現」ということで、申請させていただいております。

まず、課題といたしまして、高齢者の社会参加ニーズに対応するとともに、高齢者が有

する知識、能力を地域に還元するため多様な働き方の実現を求められていますが、そのニーズに合う雇用の場が少なく、シルバー人材センターで取り扱う業務も臨時的かつ短期的な就業は、おおむね10日間程度以内、軽易な業務は、おおむね週20時間程度までという、臨・短・軽と言われているんですが、活躍の場が制限されているという状況にあります。

それで、提案内容といたしまして、高齢者の活躍が図られるよう、シルバー人材センターの取り扱う業務のうち、地域の人手不足分野の就労につきましては、臨時的かつ短期的な就業または軽易な業務に定めた具体的な日数、時間、10日間20時間という要件の緩和を図っていただきたいという提案でございます。

黒崎委員

今の説明によると、地域の簡易な労働に対してサービスを行っている、その時間を広げていくということではよろしいんですか。恐らく、そういうことになってくるんだと思います。このシルバーさん、非常に評判もいいので、民間企業もシルバーさんに下請のことをいろいろとお願いしたりして、仕事もどんどん増えていっているような傾向に全国的にもあると思います。そうなった場合に、やっぱり一歩、早く出ている民間の企業との関係がどうなるのか。そのあたりが少し心配になってくると言いつつも、民間の企業が今、既に始められている仕事の外側の部分というのが、やはり、まだ十分にシルバー人材の中の仕事として吸収できていない部分があるのではないかと思います。恐らく時間を増やすということだけでなく、そういった吸収できていない部分の仕事に対して、やはり行政が指導と申しますか、働き掛けが必要だと思うんですが、それについてどのようにお考えになっていますでしょうか。

谷口労働雇用課長

委員からの御指摘のとおり、民間事業者が行う事業もたくさんございます。シルバー人材センターでは、せんだや家事援助、また民間企業への人材派遣というようなこととしておりますので、民業を圧迫するのではないかと懸念がございます。

それで、まず今回の特区の申請であります、あくまで地域の人手不足分野についての要件緩和を求めることとしております。もう一つは、吸収されていない分野、新しい分野への開拓ということなんですが、家事援助の部分につきましては、短期の請負ですので、余り競合する部分はないかと思います。派遣の部分につきましては、かなり大々的になるという懸念もあろうかとは思いますが、例えばホテルのシーツを替えるでありますとか、一時的な工場のラインに入りますとか、新聞報道等々では若い人たちが、やりたがらない早朝のコンビニの店員でありますとか、そういうふうな部分については、まだまだ余地があると聞いております。また介護、保育等の分野につきましても、県内でも事例がございます、そういうところについても将来的には行きたいという意向を持っているシルバーも、たくさんございます。

黒崎委員

いろいろと現段階でも、お考えになっているようでございます。更にその部分をいろいろとお考えいただきたいと思います。

シルバー人材センターというのは利益の追求ではなくて、シルバー人材センターで活躍することによって、高齢者の方々が仕事を辞めた後の生きがいというものを求めるような場所でもあります。民間の企業が十分にフォローできていない部分を更に点検していく、チェックしていくという地味な仕事でございますが、是非ともそのあたり、十分に頑張っていたいただきたいと思います。特別委員会の中でも、いろいろと関連部分に関しては、御質問させていただきたいと考えておりますので、要望して終わります。

寺井委員

先ほど資料の説明の中で、資料4、とくしま小規模企業振興憲章の素案が出ておるわけでございますけれども、「わたしたち小規模企業が『地域経済の主役』であり続けられるよう応援します」という文面はいいのですけれども、ふと思ったのが、行動指針のキャッチフレーズと言いますか、ロゴマークが「がんばろう、ありがとう、ささえよう」という、余りにも地味過ぎやしないかと。

実は、明日、あさって、福島震災で原発の問題があって、3年余り、たばこがつかれなかった中で、4年目に初めて売買が行われるところに立会いに行き、挨拶するわけですけど、それとオーバーラップして。希望を生み出す強い徳島経済の実現という、平成28年度の商工労働観光部の基本方針が出ている中で、この企業振興憲章は、こんな地味なものであっていいのかと。皆さん方、すごい知恵で考えていただいて、最終的に凝縮したものがこれになったんだろうけど……（「素案、素案」と言う者あり）素案ですから、できれば、もう少し中小企業の、小規模企業の人たちが夢を持って、正に希望を生み出すようなフレーズにならないのかとお願いしたいんですけれども、いかがですか。

脇田商工政策課長

ただいま寺井委員から憲章の指針の内容について、もっと力強いものにならないかとの御質問をいただきました。

この憲章、たたき台ということで、外部の委員からも意見を頂戴した中で、やはりこれからは小さい子供さんにもわかってもらうことが必要で、そういった場合には、やはり平仮名がいいのではないかなという意見もございました。理念的なところは、非常に堅苦しい文言になっておるところでございますけれども、指針については、すぐにわかるような形でという御意見もいただきましたので、こういった文面にさせていただいたところでございます。

寺井委員

それはよくわかりました。しかし、このロゴマークというかキャッチフレーズが、中小企業で頑張っている人たちのことを心配してくれて、皆さん考えていただいたので、もっと夢のあるような響きのいいというか、明るい方向が見えるような、そういう言葉はない

ものかなと私は思うんですよ。ひとつ、これはまだ素案でございますので、皆さんで議論していただいた上で、もっといい言葉があったら変えていただければ、ありがたいなと思います。

岡委員長

午餐のため、休憩します。（11時58分）

岡委員長

休憩前に引き続き、審議を再開いたします。（13時03分）

質疑をどうぞ。

岡田委員

まず、昨日の夜の10時からマラソンのエントリーが始まって、ちょうど今日にかけてのエントリーだったと思うんですけど、今、現状はどうですか。1万5,000人の定員に達したのですか。受付は終了なんでしょうか。

玉田にぎわいづくり課長

ただいま岡田委員から、とくしまマラソンの応募状況につきまして御質問をいただきました。とくしまマラソン2016のインターネット参加申込みにつきましては、昨日の午後10時から先着順による募集を開始いたしましたところ、申込者は本日、12月9日、先ほど午前11時39分頃に、定員に達したというところでございます。なお、専用振替用紙によるお申込みは、12月15日火曜日まで受付しております。今後、専用振込用紙による申込みの参加者を確定しました後、重複申込み等のチェックを経まして、全体の参加者を確定し、3月に予定されております、とくしまマラソン実行委員会総会におきまして、エントリー数を発表することになると考えております。

岡田委員

徳島県は、先着順エントリーということで、昨日ちょうど会があって21時ぐらいに終わったんですけど、そこで私の知り合い2人が、とくしまマラソンにエントリーすると思うんですけど、21時に終わるので自転車ですぐ帰って、22時前にはパソコンの前で待機するという話をしていました。その方たち、各地域の市民マラソンをかなり走られていて、今年は大阪も東京も両方行ったんよと、すごい当たったんよねというお話で、もう一人の方は、全部外れたんよという話だったんですけど、ただ、市民マラソンの応募要項で、今ほとんどが抽選になりつつあるというような現状があって、とくしまマラソンはやっぱり先着順よねということだったので。

先着順というのは、エントリーするのに大変な時間と労力が必要なんですけど、抽選で外れる不安というか期待が外れるということがないので、自分がエントリーすればできるという確実なところで、本人の意思で申込みができるという部分はあるのですが、状

況を聞いていたら、抽選にしてくれてもいいのにね、みたいなお話がありました。

徳島県としては、どのように考えて、エントリーの先着順というふうにされているのでしょうか。

玉田にぎわいづくり課長

県として、どのような考え方で申込方法を決めているのかという御質問でございます。

やはり、インターネットによる申込みはカード決済ということで、その場で参加料をお支払いいただけるということで、確実に、参加申込みいただける方法につきましては、カード決済をお勧めしたいというふうには考えております。ただし、とくしまマラソンの一つの特徴としましては、インターネット環境に不慣れな方、それから先着に外れた方を救済するということもありまして、専用の振込用紙による、抽選による受付も行っているところがございます。メーンとしましては、先ほど申し上げましたけれども、ネット申込みのほうを、先着にはなりますけれども、お勧めしたいと考えてございます。

岡田委員

救済の部分と、郵便振込の部分でというので、今、人数枠をとられていますよね。ただ今後、人数を増やしていくという前提で計画を立てられている部分があるので、それならば逆に言うと、カード決済というのは抽選にしたらできないわけではないので、今後の在り方の中で、全部を抽選方法にするということを検討されることはなかったんですか。

玉田にぎわいづくり課長

この度の2016大会につきましては、抽選と先着の割合を見直すことについては、ほかの主催者あるいは関係者の方の中で、特に議論になったということはありませんでした。ただ、今後につきましては、まずは、2016大会を確実に行った上で、終了しましたら検証を行った上で、ほかの主催者の皆様方、関係者の皆様方と御相談しながら対応したいと考えております。

岡田委員

何でこんなことを聞くかという、抽選にするのが主流になってきているという流れがあって、ただ徳島県の大会の場合は、逆に先着順のエントリーでしますというので、申込みに対して、差別化というか他の大会と違いますよという部分で打ち出していくのかと、その部分の確認というか、県の考え方がどうなのかと思って聞かせてもらったところがあります。

というのも、とくしまマラソンは、初心者の方に7時間という時間制約をなくして参加してもらいたいという意図で始まって、毎回、大きくなって継続されている中であって、初心者の方にやっぱり参加してもらえよう環境を維持していけるような、徳島ならではの方法というのを是非、続けてもらいたいという部分があります。いろいろと時間的な部分も変えてこられたり、今回22時という早い時間からされていたようなので、今後、

検討してもらったらいいいと思うんですけど、徳島ならではの方法を確実に守れるような取組として、とくしまマラソンの在り方というの考えながら進めてもらいたいなと思います。そのあたりはどうですか。

玉田にぎわいづくり課長

2016大会を今後、確実に行之まして、その次に大会を検討するような時期がまいりましたら、今、委員がおっしゃったような趣旨もきちんと主催者に提案しまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

岡田委員

よろしくお願ひしたいと思います。

それで、昨日の夜11時ぐらいにタイの子から、4月に徳島というか日本に来ますよというメールをもらいました。どうやって来るのかなと思ったら、東京から高松までのサンライズ瀬戸という深夜便で高松に着いて、高松で泊まりたいというので、いや、高松の旅館はわからんから鳴門に来てくれたらと。じゃ鳴門に行くよという話になったんです。そこで、高松から鳴門に来るのに、渦潮を見に行くにはどうしたらいいと言われて、JRで高松から鳴門まではあるよという話はしたんですけど、鳴門駅から観潮船に行くのに、どういうルートがあって、どう案内したらいいのかなというのに非常に困って、バスは出ているんですけど1日何便だし、ちょうど合わせて高松から移動してもらわないといけないしということで。

何を言おうとしているかと言ったら、結局2,000万人の外国人誘客ということで今、外国人のリピーターが非常に増えていて、個人旅行の方がほとんどのケースなんですね。その中にあって、四国、特に徳島県はJRのアクセス、公共交通機関が非常に悪いので、外国人の方にとって、行きたくても遠い県というのは、なかなか来てもらえないじゃなくて、来てもらえるルートがないというのが現実ではないかと思って、質問させてもらっているんです。JRに外国人向けに日本国内の周遊パスというのがあって、いろいろな所をJRに乗って行ける中で、JRのアクセスが非常に悪い四国にとっては、なかなか各地域まで来てもらうのが不便ではないかというのが今回、現実に自分がメールをもらって返事するときに思いました。

今後、徳島県としては、海外戦略というけれど、海外向けの外国語を増やすということのも当然必要だし、Wi-Fiがどうのということのも非常に必要なんだけど、それよりももっと先に、皆さんの足を確保するというかルートを確保するという取組をしないといけないのではないかと思ったんです。それについての戦略というか、どう考えられていますか。

藪下国際戦略課長

岡田委員からインバウンドについて、環境整備の中でも観光客の足の確保についての対応が必要ではないかとの御質問だと思います。

先ほど委員からも御指摘をいただいたように、現在、私どもも、昨年度の国の交付金事

業などを使いまして、W i - F i 整備などの受入環境整備の部分で、多言語表記の促進、民間への助成等について取り組みました。W i - F i のあるアクセスポイント、多言語表記など、民間の事業者に取り組んでいただいて、今のところ一定の成果を上げていただいているところでございます。

それから、足の確保というところでございまして、J R の四国周遊レールパス、オールレールパスのほうも、非常に海外の方に御好評いただいているということで、具体的な数字は、まだつかんでいないんですけれども、前年に比べて非常に大きい伸びを示しているという状況については承っているところでございます。ただ、それはおっしゃるとおりJ R のことでございますので、そこから先の足ということにつきましては、この5月の政策提言などで、中山間地域がメインになってまいりますけれども、宿泊施設から最寄りの拠点駅などへの送迎といったものについて一定の規制緩和も要望させていただいて、実現もしていっていると聞いております。そういった形で、拠点駅、拠点のコースターミナルからの足の確保等々についても順次、取り組んでいるところでございますが、まだまだ十分ではございませんので、国に提言するなり、私どものほうでも方策について、引き続き検討してまいりたいと思っております。

岡田委員

先ほど、飛行場のチャーター便の話があって、チャーター便での外国人誘客というのは進んでいないという話なんですけど、ただ、チャーター便の人たちだけが徳島に来ている外国人かという、そうじゃないんですよね。だから今、フェリーで来る人もいれば、J R で来るというのもある。徳島県は特に、明石海峡大橋、大鳴門橋がJ R が通っていないから、J R で来る人が少ないと思いがちなんですけど、そうではなくて、西阿波のほうの人に聞いたら、瀬戸大橋を渡って池田にJ R で来てくれている外国人がたくさん増えてますよと。それで今回の東京から高松に夜行でわざわざ乗って来て、渦を見に行くからJ R で鳴門まで来てくれるという話があって、結局どうするのと聞いたら、鳴門で1泊して、また次の日の夜行で東京へ帰るというルートなんですね。鳴門に来ていた留学生の子なので日本語も大分できるんですけど、そんなマニアックなというか、はっきり言って日本人でも思いつかないようなコアなルートで友達を連れてきているのが、多分5回目ぐらいになるんです。今回、彼女は仙台と福島と東京と高松に来るというような話で、みんなJ R でつながっているんですね。新幹線があるところなんですね。

それで、新幹線の運動が、やっと始まったところなんですけれども、やはりJ R の既存のルートを使ってでも誘客ができるという、今回はすごい証明だと思うので、やはりその部分の取組として、J R の主要な所、例えば徳島駅は鳴門の渦潮まで行くのにバスがあるのかという、そのつなぐ部分をもっと考えて取り組んでいくと、もっと誘客のPRになると思います。外国人の方を取り残しなく、高松に来た人を徳島に呼び込むのにどういうルートがあるのかという部分と、徳島に来た人を観光地に連れていくのにどういうふうなルート、公共交通手段があるのか、若しくはホテルから観光地までの周遊バスを出してくれるのかというような、細部の部分での受入体制ができないと、受入れ、受入れと言って

も計画にしかない。その細部の部分を固めてから計画を立てる上のベースに乗せていってもらわないと、ちぐはぐな受入体制だけでも、結局は、確実な外国人の受入れになっていないのが現状だと思います。

そのところは、やっぱり皆さん、旅行者、ＪＲも、ものすごい情報を持っていると思います。だから、ＪＲで何人ぐらい周遊パスを使って外国人の方が日本国内を旅行しているのかという大きな数字から拾っていったって、四国に何人が入ってきているという部分を調査してもらって、ある程度数を把握してもらった上で、徳島県の実態としてどう戦略を立てるのかを是非、考えてもらいたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

藪下国際戦略課長

今、委員から御質問いただいた足等について、条件面も整備した上での計画をというお話でございました。

委員のおっしゃることは、至極当然のこととございまして、私どももそういった形で今、取り組んでいる事業はもちろんです。例えば足の確保、今、大阪からの明石海峡大橋を通してといった具体例もいただきました。香港とかそういった所ありますとリピーターが非常に多く、運転にも慣れているということで、レンタカーを使うケースが最近、非常に増えてきているという傾向がございまして。また今、羽田からの東京便も11便ということで充実し、10便以上の確保はできていますので、羽田から入って徳島空港に入ってくるコースもございまして。先ほどもございましたようにＪＲを使って入ってくるケースもございまして。

こういったそれぞれのケースについて、いろいろと動線などの分析が必要だと思いますので、今後、そういった外国人旅行客の移動の状況などの把握にも努めてまいりたいと思っております。また、リピーターの多い所、団体客の多い所、個人客の多い所、それぞれの国で特徴、特性がございまして。使われる交通手段等々もそれぞれ異なると思います。そういった国、地域ごとの特性なども踏まえながら、今後それぞれに対応できるような形で分析を進めてまいりたい、対応を考えてまいりたいと思っております。四国４県でも今回、広域観光周遊ルートに認定されたということで、四国全体の取組として、こういった部分への取組もこれから始まってまいります。動向、特性、それから誘客の課題などについても、市場調査などを踏まえて戦略策定を考えていくと、先般の一般質問で、長尾議員からの御質問に対しまして知事から答弁させていただいたところでございまして。こういったものも踏まえながら広域、それから本県単独、それぞれで分析、対応を考えながら対処してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜ればと思っております。

岡田委員

是非お願いしたいというか、絶対お願いしたいのは、羽田便を使って徳島空港に来た人が、県内の観光地に行くバスがあるのかという話と、そのアクセスがタクシーと言われて、タクシーが幾ら要って、日本人でも高いと思うのに外国人の方がそのお金をわざわざ払うのかという部分の既成概念というか、考え方をもう少し旅行者目線で考えていかないと、

全然、徳島県は優しい観光ルートができていないと思います。JR徳島駅に着いた人が、鳴門線に乗って鳴門駅まで来て池谷駅で降りたにしても、その降りた駅から鳴門の渦潮、大谷焼を見に行くというのは今、鳴門のバスからしているのかな。高速バス乗り場の所から鳴門の観光協会さんが、いろいろと周遊観光ミニバスみたいなのを出されているけど、多分、全体を集約できるようなものでもないし、やっぱり受入れを大きくしたいとなったら大きくできるようなツールというか準備をしていかないと、受入客数は増えていかないとします。

先ほどのレンタカーにしても、レンタカーの情報がきちんと徳島県の観光サイトに載っていて、英語版のナビがきちんとあるのかとか、徳島県の道は走りやすいので外国人の方にとっても安全だと思うんですけど、やっぱり交通事故の問題、その後の付随してくるものがあるので、きちんと保険を掛けてもらって走っているのか、安全性の担保があるかないかという各企業さんの話になってくるかと思うんですけど、やっぱりそれがなければ、レンタカーに乗ってというのは、なかなかお勧めできる交通ツールではないと思います。

県として、どう捉えていってどうするのかというのを考えていかないと、多分、外国人誘客2,000万人の時代になっても、徳島県は余人が入ってきてないねというような。観光バスは入ってくるかもしれませんが、個人のリピーターの方とか、何回も来ていただきたい、行きたいよといっても、なかなか行く方法がないと言われてしまうので、ネットワークの悪さで人が来られないというのを是非、克服するために、もっとネットワーク力を高めるための対策として、県として真剣に取り組んでいただきたいと思うんですけど、いかがですか。

藪下国際戦略課長

御提案ありがとうございます。委員から今、御提案いただいたことについては真摯に考えてまいりたいと思っています。

バスの関係につきましては、県単独でできることでもございませんで、民間の営業ベースの話もございます。そういった所とも相談しながら、より良い方法は何かを検討してまいりたいと思っています。レンタカー等につきましても、先ほど例として出させていただきましたが、県としましても、そういったレンタカー、県の情報等々について、いわゆる外国人の方の目線で発信できるように、内容については随時、リニューアル、バージョンアップしていきたいと思っています。レンタカーが使いやすいように、外国語の英語版のパンフレットなどをつくりまして、例えば、国内のカーナビでありますと番号を入れたら目的地までの動線がわかるようなシステムがあるようで、こういったものをパンフレットに載せるなど、できるだけ外国人の方々がストレスなく使っていただけるようなことを随時考えていっているところでございます。

それにつきましては、終わりはないと思っていますので、真剣に毎年毎年、その時々、考えていきながら、いいものにして、外国人の方々に徳島を訪れて良かったと言っていたけりよう取り組んでまいりたいと思っています。

岡田委員

いろいろと情報を得ながら、高くアンテナを上げて、皆さん、いろいろな所へ行って経験してもらうことも重要だと思いますので、是非お願いしたいと思います。

先ほど来、言っていた中の話で、平成29年度にデスティネーションキャンペーンというのがＪＲ四国のエリアで始まるということで、先般、長崎県のほうに会派の視察で行かせてもらったときに、来年度、長崎がデスティネーションキャンペーンに当たっているということで、もう既に非常に細かい計画等々、取組の明確な部分ができていたんです。

徳島県は平成29年度ということで、単県ではなく、それこそ四国での取組になるということなので、今、現状としてどれぐらい進んでいる状況なんでしょうか。

新居観光政策課長

岡田委員から、デスティネーションキャンペーンについての御質問をいただいたところでございます。

先ほど御案内のありましたとおり、ＪＲグループ６社が総力を挙げまして、３か月間、そのエリアに送客するというキャンペーンでございまして、年に４回機会がございます。１月から３月、４月から６月、７月から９月、１０月から１２月という４期でございます。毎年１月から３月は、京都市がデスティネーションキャンペーンをやるということになっております。残る三つの期間内を各自治体、エリアが名乗りを上げてやっていくということでございます。徳島、四国は今、御案内がございましたとおり平成29年の春、４月から６月というのが私どものチャンスでございます。この決定がなされましたのが、今年の３月31日でございます。

これを受けまして６月１日に、四国ツーリズム創造機構という、四国４県、各県の観光協会、四国経済連合会、ＪＲ四国で構成された組織があり、その組織の中に四国ＤＣ推進委員会を設立いたしました。また、その実行部隊であります実行委員会もその時、立ち上がっております。ここから、月に１回ほどのペースで現在、検討を進めておりまして、進捗状況といたしましては、１１月30日に四国ＤＣのキャッチフレーズ「しあわせぐるり、しこくるり」と、誘客目標といたしまして、四国外からの観光目的で来られたお客様の宿泊人数を前年比10%増と決定されたところでございます。現在、このキャッチフレーズに合わせたロゴを選定いたしまして、キャンペーンの周知に活用しようとしておるところでございます。

先ほど御案内がございました、長崎で１１月にありました会議が全国宣伝販売促進会議と申しまして、ＤＣキャンペーンの前年度に行う非常に大規模な、全国の旅行エージェントを集めた大きなプレゼンテーションの機会でございます。私どもの四国におきましては、来年５月11日がこの全国宣伝販売促進会議でございまして、現在、全国から700名の旅行関係者を集めての会議をするということで、その準備に入ったところでございます。

今、一番やっておる事業といたしましては、５月11日の会議に向けましての、ガイドブックの作成でありますとか、その会議は高松で行いますが、その翌日、１泊２日若しく

は1泊のエクスカージョンということで、全国から来られた旅行会社の皆様に実際に四国を体験していただいて旅行商品をつくっていただこうと、現在それに向けてのコース設定、会議の内容についての協議が進んでいるところでございます。

全国へのPRにつきましては、この5月11日がスタートの日でございまして、これを皮切りにその後、全国の関係者の方にPRしまして、来年の秋10月にはプレDCということで、大阪を中心としたキャンペーン、ガイドブックやポスターのPRが始まりまして、それ以後、次の4月に向けての本格的な広報として進めていくというところでございます。

岡田委員

説明でわかったんですが、来年の5月11日が一応、徳島県がデビューする日という話なんですけれども、先ほど来の話にあったように、結局JRでやってもらっても徳島県内の観光地に全部つながっていないので、そのルートの確保というのは、特にこのデスティネーションキャンペーンがJR主流ということであれば、四国4県での競争になってくるので、徳島駅、池田駅、その主要な駅から、どうやって徳島県内の観光地につないでいくのかという部分が、やはり同じ課題として上がってくると思います。

是非、来年度までにはその部分を克服できるような良いアイデアを出してもらって、県内観光地をつなぐルートというのが確実に、このデスティネーションキャンペーンの、国内の方、外国人の方に向けてもPRできるような取組としていただきたいと強く要望して、また今度、特別委員会でゆっくりと。

古川委員

何点か質問させていただきます。

まず、先日の秋の阿波おどり、バスもたくさん来て、たくさんの観光客の方にも来ていただいて、大変盛り上がったということで、私も2日目の午前中は参加させていただきましたが、阿波おどりコンテストを見させていただいて、本当に良かったです。

今回の秋の阿波おどり、まだ終わってすぐなので感想とか反省点とかそのあたり、あったら教えていただけたらと思います。

新居観光政策課長

秋の阿波おどりでございます。2日間で、屋内ではございますけれども、お天気にも恵まれまして、1万8,000人のお客様に御来場いただいたところでございます。

観光バスにつきましても、昨年と比べまして倍以上の20台に来ていただいたということで、まず第一歩としては、県外の旅行エージェントの方にも認められたと思っております。

また、コンテストにつきましては、県外から来ていただいた参加連は8連でございましたが、各連の皆様方に話を伺いましたところ、コンテストだけでなく前日に、徳島の有名連の皆様方との交流、そして特に力が入りましたのは伝承塾でございまして、これが非常に良かったと、次の日のコンテストにも役に立ったというようなお言葉をいただいたところでございます。

今後につきましても、コンテストだけでなく、伝承塾と交流会、この3点セットで徳島の本場の技術もさることながら、踊り連の皆様方の心意気など、いろいろなものを伝ばしていくイベントにしていきたいと思っておるところでございます。また今回、阿波おどりを、大きくメインで打ち出していったのですが、従来ながらの地元商品のPR、ちょっとした体験コーナーなどを、アスティとくしまのロビーに設置させていただきました。これにつきましても今後、もっとにぎやかな所で、入った所から阿波おどり大絵巻の雰囲気が出るようなことも気を配りまして、もっともっと楽しいイベントにできますよう、工夫していきたいと思っております。

古川委員

おおむね良かったという評価かなと思います。

事前委員会の時に、コンテスト参加8連は少ないと言ったんですけど、あれ以上多かったら長くなり過ぎて、また困りますし、そのあたりがあるんだろうなというのは今回見ていて感じました。

一番感じたのは、県外の阿波おどり連の人のインタビューで、すごく阿波おどりを熱く語られるので感動しまして、やっぱり阿波おどりというのは、すごくみんな力が入って、来てくださっている人は大事な人たちだなと思います。今後とも連携を強化していただいて、本当に徳島の活性化につなげていける、いろいろな分野で連携していける、広げていける核になる人たちだと思いますので、大事にしてほしいと思っています。今回、施策の基本方針の中でも「秋の阿波おどり充実等による」と書いてくれていますので、しっかりと充実していただいて取組を続けていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

もう一つ、阿波おどりの通年化の推進も、うちの長尾議員も結構言っているのでもうしたいんですけども、ただ両面あって、余り同じようなことをだらだらと年間やっていたら飽きられるという部分もあるので、やっぱりきちんと切り口を変えてやっていかないといけないのかなと思います。しっかり考えていってほしいなと思っています。

2点目ですけれども、先月、観光庁に行って、訪日外国人の観光客増に伴う宿泊施設の強化対策について、いろいろとお話を聞いてきたんですけども、やっぱり外国人が増えて、東京、京都、大阪あたり、ホテル不足が顕著になってきていると。観光庁のほうは、それをどう分散させるかをいろいろと考えているということなんですけれども、やっぱり京都、大阪、ホテル不足なら徳島へという流れを、できたらつくっていきいたいと思うんですけども、このあたり何か考えていることがありましたら教えてください。

新居観光政策課長

先ほどお話がありましたとおり、現在、特にこちら近辺であれば、大阪の宿泊施設が足りないというお話はいただいております。私どもといたしましては、本当に徳島に泊まっていただきたいと思っておるところでございます。それに向けた切り口として、まず「冬の徳島」とくしく満載事業ということで、飛行機会社とタイアップして、

徳島に来ていただける安価なプランに、レンタカー、阿波おどり会館の無料、ラーメンというようなクーポンを付けた形で呼び込もうとしておるところでございます。

また、お客様を呼ぶ手立てのもう一つとしましては、ビジネス客を取り込もうということで、一番力を入れておりますのはコンベンションでございます。来年に大きな医学の大会を二つほど徳島に誘致することができたんですが、理由は何かというと、最初は兵庫でやろうと思っていたんだけど兵庫で宿が取れない、だから徳島にというような経緯がございます。やはりそういった宿が取れないのなら徳島でどうでしょうかということの中で、コンベンションにつきましても平成25年から助成のメニューを大幅に拡充いたしまして、アスティとくしま、あわぎんホールを使っていただければ館の使用料は助成させていただくというメニューをつくりまして、積極的に声を掛けております。そういう形で、まずはお客様を徳島に、宿がある徳島にというようなアピールをしているところでございます。

古川委員

今言ってくださったのは、特に泊まれなかった外国人を徳島でというんじゃないくて、一般的な誘客策かなと思うんですけれども、やっぱり一番大事なのは、まず空き部屋の情報などを提供していくということだと思います。徳島の場合は、京都、大阪をターゲットにして、来ようとしている外国人の方に、徳島にどれだけ部屋があるか、空いているかという状況を提供して。国のほうもそういうことを考えているみたいで、そういうのはやっぱり大事だと思うので、関西広域と連携しながらやってもいいかなと思うんですけれども、そういう発信をきちんとしていかないかと思っています。

あと、できれば高速バスとホテルがタイアップして、こちらに来たら安く泊まれるみたいなのをつくっていただけたら、流れができるんじゃないかと思っています。僕らも東京へ行くときは大体、飛行機を使ったら安くなるホテルを取りますので、同じように高速バスに乗ったらホテルが安くなるとか、バスも空で走らすより人を乗せて走ったほうがいいと思いますので、そういうようなところも連携してできればと思っています。そのあたりもまた検討していただけたらと思います。

もう一つ、国のほうで宿泊施設の供給対策として考えていたのは、イベント民泊の活用ということがあります。これは今、民泊全般についてルールづくりに着手したみたいな報道もあり、国のほうもイベント時の旅館業法の適用について、自治体に通知したというようなことも聞きましたけれども、このあたりの内容は把握されていますか。

新居観光政策課長

これにつきましては、私どもの旅館業法を所管しております課のほうに、平成27年7月1日付けの事務連絡が来ております。いただいております情報によれば、基本的に年に1回、二から三日程度、イベントの開催時であって、開催地の自治体の要請等によるもので、自宅を提供するような公共性の高いものについては、反復継続するものではなく業に当たらないという見解が示されたと伺っております。

古川委員

年間のイベント開催時で、そういう自宅を提供するような公共性の高いものについては、反復継続というんじゃなくて業に当たらない、旅館業法に当たらないという考え方を示されたということなので、イベント民泊を、しっかりと進めていただきたいと思います。

今回の秋の阿波おどりでありましたように、県外で本当にたくさんの方が阿波おどりに興味を持ってくださって、特に関東のほうではすごく盛んにやられていますけど、やっぱり本場の徳島の阿波おどりを見てほしいというのがすごくあります。なかなかホテルが取れない、旅館が取れないというのが、大きなネックになっているというような気がしますので、しっかりと阿波おどり時の民泊というのを進めていただきたいと思います。県の方では今、どういうふうな取組をしようと考えておられますか。

新居観光政策課長

旅館業法の許可に関わることでございますので、現在、担当部局といろいろと情報交換しておるところでございます。委員御指摘のとおり、この年に1回のイベントといえ、やっぱり徳島市の阿波おどりであろうと私どもも考えるところでございまして、そういった点につきましては、委員の御意見も再度、旅館業法所管部局にお伝えするとともに、更に検討が進みますよう連携してまいりたいと考えております。

古川委員

今の通知にもありましたように、年1回程度のイベント開催時で自宅等を提供する公共性の高いものについては、旅館業法を適用しないというような考え方ですので、ちょっと乱暴な意見ですけど、そんなに旅館業法との絡みを考えなくてもいいのかなという気がしますので、思い切ってできるのかなとも思っております。

観光庁のほうは是非、来年の夏は幾つかの全国的な大きな祭り、イベント等で実験的に、やるところに手を挙げてもらって、やりたいと言っています。徳島も、観光庁のほうで阿波おどりの名前も上がっていましたので、是非手を挙げて、実験的な取組に参画していただきたいと思います。どうでしょうか。

折野商工労働観光部次長

阿波おどり期間中の宿泊につきましては、正に委員お話しのとおりでございます。なお、この旅館業法につきましては所管部局がございまして、その部局とも連携を取りながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

古川委員

旅館業法のことを言われますけれども、どのあたりが旅館業法の絡みで、ここは問題かなと思っているところがありますか。

新居観光政策課長

先ほどの7月1日の通知でございますが、この中に業に当たらないというふうな認識が出されたところでございます。ただその後に、自治体の要請等に基づき公共性が高いことを要件とする考え方であることから、開催地周辺の宿泊施設が不足することの確認や反復継続して行われないことが確認できるよう、自宅提供者の把握を行うことが求められるということで、こういった部分についての検討を進めているというふうに伺っております。

古川委員

ですからそのところであって、それは旅館業法の所管の安全衛生課のほうじゃなくて、正にやるのは観光のほうだと思うんですね。先ほど言った2点、開催地周辺の宿泊施設が不足しているかどうかは、安全衛生課のほうでやることじゃないですよ。それから自宅提供者の把握も観光のほうでやるべき部分かと思えますけれども、どうでしょうか。

新居観光政策課長

委員の御意見は観光がということでございますが、基本的には、宿泊の不足、それから自宅提供者がどこであろうかについてのやり方につきましても、現在、安全衛生課のほうを中心になって、方法について検討を進めておるところでございます。私どもといたしましては、連携して進めていくことであろうかと思っておりますが、まず一義的には、厚生労働省の考えに沿った形で、旅館業法所管の課が検討しておるところでございます。

古川委員

安全衛生課のほうで進めてくれているのなら、しっかりとやっていただけたらいいと思うんですけども。ただ、そちらに放りつけるんじゃないくて、やっぱりどちらかというと観光のほうが主体的にやっていかないと、規制の部署が主体的にやっていくと、もうやめようの流れになっていきますから、そのあたりは観光のほうでしっかりと、やろうのほうで検討してもらわないと進んでいかないと思いますけど、次長どうぞ。

折野商工労働観光部次長

宿泊担当部局のお話をさせていただきましたけれども、やはり宿泊者増については、観光のほうの所管でございますので、県内の宿泊者増を図ることで地域活性化を図ってみたいというふうに考えています。なお、今お尋ねのイベント民泊ということにつきましては、観光部局として、しっかりとできるだけ早く実現するように頑張りたいと考えています。

古川委員

しっかりと実現するようということなので、是非ともお願いしたいと思います。

国のほうは、どこがポイントと考えているかという、一つは、やっぱり民泊に泊まる人の本人確認をどうやっていけるか。あと火災対応。あともう一つは外国語対応、この三つがポイントだということを言っていましたので、しっかりとポイントを押さえて、是非

とも、来年夏の観光庁の実験的な取組については、手を挙げていただきたいと思います。部長、何かコメントいただけますか。

吉田商工労働観光部長

御指摘も踏まえて、しっかりと検討させていただきたいと思います。

古川委員

もう一つは、今回、長尾議員の一般質問の中でもありましたけれども、2020年のオリンピックは7月、8月で、このオリンピックに来た外国人を四国の祭りの時期に重なるので四国にも誘客をという、大事な視点だと思います。今回の一般質問の回答の中でも幾つか、四国で連携して、こういうことを考えているということを言われていましたけれども、もう少し内容を詳しく教えていただけますか。

藪下国際戦略課長

さきの一般質問で長尾議員から、2020年の東京オリンピック開催を、更には開催後を見据えてということで、四国各県が連携して、中長期的な総合検討を行うべきとの御質問をいただきました。

4県で、観光周遊ルートも踏まえまして、ワーキンググループをつくって四国を訪れます外国人旅行者の動向や特性、それから誘客の課題などを把握するための市場調査を行い、これを踏まえて、今後5年間の広域観光周遊ルート形成促進事業のしっかりとした戦略策定をつくっていくということで取り組んでいるところでございます。当然、今の形成計画は5年間でございますけれども、議員からの御質問にもありましたように開催後も見据えながら、徳島だけでなく四国が連携して、四国の魅力を発信できるような取組を行っていくということで、現在取り組んでいるところでございますので、御理解賜ればと思っています。

古川委員

その時期を見据えて協議して、いろいろと考えていくというようなことだったんですけど、既に四国でも連携してやっていると思うんですね。先ほども言いましたように、やっぱり外国人に対する情報発信というのは、すごく大事だと思いますので、外国のメディアに来てもらうような取組もできるんじゃないかなと思います。四国運輸局のほうの補助金とかもあると思いますので、そういうのを使いながら4県で連携して外国へ情報発信していけるような施策をしっかりと考えていただけたらなと思っています。

あと、この間ベルギーの若い人たちが、チームビルディングということで徳島に来られていましたけど、評価はどうですか。

藪下国際戦略課長

今後、四国観光周遊ルートの市場調査と今の戦略策定をそろえて、今現在も、四国ツー

リズム創造機構という機関がございまして、こちらと連携しながら香港への共同での海外出展事業、それから国のビジットジャパン事業と地方連携事業というものも使いまして、例えば愛媛、広島と本県、また高知と本県という枠組みで今年度の事業をしたり、昨年度は大阪と連携しての事業も取り組んだところでございます。そういったものについても、今後取り組んでまいりたいと思っております。

もう一つの御質問としていただきました、ベルギーからのボーイスカウトの件でございます。委員からいろいろとこの間、委員会の中でも御提言いただきまして、私どもとしても課を挙げて、部を挙げて、歓迎申し上げた次第でございます。

7月末にベルギーから、ボーイスカウトの皆さん500名を超える方が4日間宿泊していただきまして、それだけでも2,000人泊という実績が上がりました。その後、ほかの国からも来ていただいたようで、それぞれの国で中心となって将来を担っていく若者の皆さんに徳島を訪れていただいて、私どもが歓迎すると非常に喜んでいただき、こういったおもてなしの心をわかっていただけたと思っております。今後、ヨーロッパへのPRなどにも取り組んでまいりたいと思っておりますので、こういった面も踏まえて、これからも取組を強化してまいりたいと考えております。

古川委員

こういう国際的な取組は、いろいろとあると思うので目を付けて、それを徳島にという視点はすごく大事だと思います。もう本当にたくさんの方、特に若い人が来てくださったということで、すごく大事だと思います。観光協会のほうも、すごく良かったというお話を聞きました。基本方針の中でも「コンベンション誘致」とうたわれていますけど、これが何をイメージしているのかわかりませんが、こういうような取組もどんどん、いろいろと研究しながら広げてほしいと思っております。

話は変わりますが、今日の新聞でも報道されていましたが、阿波おどりをパリで公演しようというふうな取組も進められています。こういった取組も、やっぱり徳島を世界へ発信していく大きな取組と思うんですけれども、県はどのように関わっていますか。

藪下国際戦略課長

先般、パリのほうで公演がありました阿波おどり等々についての御質問でございます。

これにつきましては、若干、経緯を申しますと、今年の5月に本来であればパリのほうで公演を予定されていたところでございますが、1月に不幸ながら、週刊誌の事務所と言いますか新聞社がパリで襲撃され、また同じような時期に日本人が海外で殺害されるといったような事件も続きまして、こういった治安の面がございまして延期となっているところでございます。不幸な事件ではございましたけれども、その後、県阿波おどり協会、振興協会等々が連携されまして、9月30日から10月2日までの間、パリへ32名の方が渡航されまして、ヴォージュ広場で阿波おどりを御披露され、現地でも6,000人近い方がお越しになられたということです。非常に成功を収めた矢先にまた、去る11月13日にパリのほうで無差別同時テロが発生したといった事態になっておりまして、現在も緊急事態宣言が

続いているというふうに承っています。

この9月30日から10月2日までの間、パリで開催された阿波おどりに関しましては、県から人が行くとかいったことはできていないんですけれども、現地で配布される観光パンフレット、英語のパンフレットでありますとか、それから私ども今年、フランス語のパンフレットもつくっておりましたので、こういったものを御提供させていただく。また観光DVDなども御提供させていただいて、現地の観光PRに御利用いただいたところでございまして、側面的な御支援をさせていただいたところでございます。

古川委員

側面的な支援ですね。今回パリでテロもあって、なかなか来年秋というのは微妙なところかなと思いますが、ただなくなるわけではないと思うんで、若干後ろにずれていくことはあっても、やっぱり続けてやっていくべきことだと思いますので、しっかりと県のほうも支援していただきたいと思います。

観光庁のほうも、外国でいろいろなPRを大体、自治体が働き掛けてやるのが普通だけれども、今回のパリ阿波おどり公演については、フランス人の方が阿波おどりいいな、パリでやりたいと主体的にやったということで、これは大きな特徴だろう、こういうことはすごく発展性があることだろうと言っていました。パリの人もいいなと思ってくれる阿波おどりのので、やっぱりしっかりと阿波おどりの本場が支援して、広げていくというか定着させていくというのが、すごく大事だと思います。

vs東京と掲げていますので、VSというのは東京と対立するというんじゃないくて、東京と連携しながらやっていくというふうにも聞いていますので、東京はパリと姉妹都市なので、しっかりと東京と徳島が連携して、パリの公演を支援していけるような仕組みをつくっていったらいいのかなと思っております。

しっかりと県のほうも関わってほしいなと思っておりますが、次長どうでしょうか。

折野商工労働観光部次長

阿波おどりにつきましては、徳島が世界に誇る貴重な伝統芸能、また本県最大の観光資源でもあるということは十分認識しております。パリで阿波おどりをさせていただくというのは非常に本県のPRになるというふうに考えております。今後、計画がある程度、具体的に変わってくると思います。その段階で、県として何ができるのかということを考えてまいりたいと思っております。

古川委員

やっぱりまだ受け身という感じがしますので、もう本当に積極的に県が関わっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後、施策の基本方針の中で「テレワークの活用による多様な働き方の推進」というのがありますが、これをどのような形で推進していったら、テレワークがどうなっていくって徳島をどう変えていこうとしているのか、このあたりのイメージというのはどんな感じで

すか。僕はテレワークは、かなり限定的な部分というイメージを受けているんですけども、そうじゃないんだ、神山の例にもよって、テレワークの可能性は広いんだというような、どういような着地点というかイメージしているのか聞きたいんですけど。

谷口労働雇用課長

テレワークにつきましては現在、徳島テレワークセンターで実証的に実施いたしております。どのように進めるかということなんですが、テレワーク自身はサテライトオフィスも場所としては、一つの大きなやり方であります。あと、雇用型で企業に勤めている方がするやり方、在宅とかモバイルワークで個人でされるようなやり方というような、大きくは3種類あるかと思います。

労働雇用課としましては、今一番力を入れているのは、雇用型の分で、ちょうど働き盛りの管理職の方であるとか、結婚されて仕事をばりばりやろうという女性の方たちが、育児、介護で離職せざるを得ないという事態になることを防ぐ、乗り切るためのやり方というのが一つ。あと、女性の多様な働き方と言っても、育児でどうしても御家庭から外へ出て働けない、御主人の転勤で全国に行かざるを得ないというような方たちにも、有能な人材がたくさんおられます。そういう方たちに、うまくテレワークで働く場の提供をいたしたいと思っております。もちろんサテライトオフィスにつきましては、そういう形で、県の大きな施策として進めているところでございます。

古川委員

その雇用型は、例えば出勤できなくなった人に家で仕事をしてもらおうというのを、どういふようなイメージで進めていくんですか。企業にそういう仕事を増やしてくれという感じで進めていくんですか。

谷口労働雇用課長

田澤さんという、県内、国内で、そういうオピニオンリーダーのような方がおられます。その方に言わせれば、正に、会社の仕事のやり方自身を変えていただくというふうに言われております。今でございましたらペーパーで仕事をしていくのをデータの中でやっていく。またチームなりのやり方でやっていくというような、仕事の取組自身、やり方自身を変えていく中で、雇用型のテレワークを取り入れていくというふうにお聞きしております。私どもは、そんな形のモデル的なものがないかということで、今年、実証もやりたいと考えているところでございます。

古川委員

余りイメージが湧かないんですけど、もっとテレワーク、こういう可能性があるんだと熱く語ってくださる方っておいでませんか。

平島産業人材育成センター所長

テレワークにつきましては、9月議会でお認めいただきました、地域創生人材育成事業の中で障がい者の方のテレワークということで事業を実施しております。

これにつきましては、障がい者の方をJ C IというNPO法人に委託しまして訓練を行っていただくとともに、J C Iの中でテレワークコーディネーターということで、障がい者の方のお仕事を東京から取ってきて、それにふさわしい障がい者の方が自宅のほうで仕事をするというふうな雇用型で訓練しているという形で、先ほど谷口課長から申し上げました、健常者の方だけでなく障がい者の方、また女性の方も、仕事を増やしていけるようなテレワークを推進しておりますので、付け加えて申し上げさせていただきます。

古川委員

かなりテレワークというのは、県のほうがいろいろなところで言っていますけれども、今の話を聞いていても僕の認識不足かも知れませんが、テレワークのこれはすごいと思うような可能性は、なかなか見えてこないんです。ただ、神山でやられているような、東京と神山で一緒の仕事をやっているところはやっぱり、それなりに可能性があるのかなという気もしていますけれども、県のほうは、どのような方向を目指しているのかというのが、いまいち見えてこないというのがあるので、また明確に話していただけるようお願いしたいと思っています。

岡委員長

今、古川委員からの質問の中で、パリ阿波おどり公演の県の関わりについて、お話があったんですけれども、パンフレット、DVDをお渡ししたということなんですけど、これだけですか。

藪下国際戦略課長

今、岡委員長から、今回9月からのパリの阿波おどりについて、提供したものについての御質問をいただきました。先ほど古川委員からの御質問の中でお答えさせていただきましたとおりでございまして、現地で配布する英語でのパンフレット、フランス語でのパンフレット、それから観光に関するDVD、パンフレットにつきましては各1,000部ほど都合をつけまして、御提供させていただいたところでございます。

岡委員長

今回は行政に話が来たんじゃないくて、阿波おどりのほうへ直接話が来て、阿波おどりがお招きいただいたということですね。

藪下国際戦略課長

今回のお招きの経緯については私ども、十分詳細については承知していないところがございますけれども、実行委員会のほうが東京にあるということで、実行委員長をされているフランスのレジス・アルノーさんという方からの要請でないかと認識しております。

岡委員長

どこに要請が来たんですか。県に来たのではないでしょ。

藪下国際戦略課長

失礼いたしました。私どものほうに直接の御要請は承っておりません。

岡委員長

ということは、阿波おどりの方々に直接案内が来たんですよね。阿波おどりを見て、すばらしい、パリでも公演してほしいということをお願いしたと思うんですけれども、その方々に側面的支援ですと、県のPRパンフレットを1,000部、DVDを1,000部渡して、配ってこいと言ったのですか。

藪下国際戦略課長

このことに関しましては、市の観光協会のほうからパンフレット等の提供をということで、お話を伺ったと認識しております。

岡委員長

市の観光協会からあったというのであればいいですけれども、こんなものは、ほとんど支援になっていないですよね。事あるごとに知事はじめ、県の担当課の方々も阿波おどりはすばらしい宝ですと言っていますけれども、今年ちょうど決算認定委員会に入っていて、ここでも言ったんですけれども、宝だ何だの言う割には予算は付いていないし、いように使っているようにしか見えないんですよね、正直言って。今まで担当課には、練習場も非常に困っている連がいっぱいある、何とかちょっとでも協力してあげることはできないだろうかと何回も言ってきましたけど、いつまでたっても報告もない、予算が付くわけでもない。

今回、決算認定委員会でかなり怒ったんですけど、阿波おどり振興費が2,200万円あったんですよね。委員にもお聞きいただき、別にいいか悪いかは皆さん方の判断ですけれども、すだちくん活用事業というのに2,400万円付いているんですよね。ちなみに、とくしまマラソンは6,300万円で、確かにマラソンも本当にたくさんの方に来ていただいて徳島をPRするいい機会だと思いますけれども、今年で規模拡大したといっても、まだこの次開催されるのが1万5,000人。マチ★アソビが一千何百万円で、大体多くて7万人。阿波おどりは本番4日間だけで130万人です。それ以外、継続的にやっていないと御存じない方はお思いでしょうけれども、1年中いろいろな所に遠征に行って、どれだけ徳島のPRに貢献していただいているのか。あの方々、別にプロではないですから、自分の仕事を抱えているけど、自分たちが阿波おどりが好きだから連に入って、一生懸命やるんです。自分たちの趣味、楽しみのためにやるようなことを利用させていただくという立場なんだったら、もうちょっと側面的支援ということじゃなくて、もっとしっかりと県として、どう

いうサポートができるのかというのを考えないといけないのではないのでしょうか。

口に出していることと形になって現れてきていることが、余りにも、かい離があるように感じるんですけど、どうでしょうか。

吉田商工労働観光部長

前回も委員会でそういう厳しい御指摘をいただいたところでございますし、金銭面の話もございました。実際に今、御説明いただいたとおり、阿波おどりに支えていただいて観光部局の施策というのは非常に大きな効果を上げているというところも十分認識した上で、我々として何ができるか、どのような形で関与させていただくのがいいのかを、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

岡委員長

今まで何回もそういう答弁を聞いてきましたので、本当にどういうことを必要とされているのか、どういうサポートをしたらいいのかということを、真剣に御意見も伺いながら、次は、しっかりと形にして出していただきたいと強く要望して終わります。

岡本委員

とくしま小規模企業振興憲章なんですけど、寺井委員から話があったとおり、なるほどなと実は思いました。ただ、これは素案ですから、変えられるということですよ。これを確認しておかないと。「ささえよう」じゃなくて「ささえます」だよ、日本語にしたら。

外部委員さんがいろいろと努力されて、基本的に、憲章ができることは、とてもいいことだと思っています。ただ、先ほど部長の説明の時も、これ大事なことなんだけど、中小企業で一くくりになってしまう。平成28年度の基本方針には「小規模企業者の経営改善指導」と書いているんだけど。私も正直、4年半前に議長になって商工会で挨拶するまで、恥ずかしい話ですが、小規模事業という言葉を知らなかった。ちょっと違うんです。

部長の話にあったように、昨年6月20日に法律が決まって、6月27日に公布して施行されたことがあって、とくしま小規模振興憲章ができているんですね。多分、皆さんはもう、こんなの早くにできていたのと違うと思っているかも知れない。中小企業と一くくりにしていたのでは、小規模企業はもう全然だめだから100万人の署名を集めて、いろいろあったけどできたんです。

多分、外部委員さんが頑張ってくれたんだけど、では、6月20日に決まった法律の、国会でやった提案理由説明は読んでくれたのか、知っているのかなって正直、疑問に感じています。いっぱいあるんだけど、そこだけちょっと言います。「従業員が5人以下の事業者を小企業者」、「小規模企業の動向及び小規模企業の振興に関して講じた施策は、毎年国会に報告する」、「小規模企業振興基本計画を定める」、「施策の実施に際して必要な手続の簡素化等を定めてあります」と、いろいろと言って、提案理由説明を行ってできているんです。少なくとも、そういう感覚の文章にはなっていないと私は思うんです。きれい過ぎる、こんな甘いものでない。だから不思議なんだけどね。先ほどの子供にわかりや

すいというところで、もう僕は納得いかないけどね。もう1回言います。これは、素案だから変えられるという前提に立って、これからパブリックコメントをやるということなので、その辺のことを御答弁いただきたい。

次に、答弁は要りませんが、T P Pの問題が今日いろいろと出ていました。3兆円とか3兆5,000億円の補正予算というので、今やらないといけないことは、農林はいっぱいあるでしょうね。では、商工労働観光部で、間もなく決まる補正予算にT P Pで、何をどうされようとしているのか。また整理しておいてください。

国際でもう一つ、勝浦の元祖ビッグひな祭りが、来年リオのオリンピックに人形を持ていきます。一応、勝浦が元祖だからね。次の議会まででいいですから、そのために何かしてくれること、ありますか。考えてきてください。

脇田商工政策課長

ただいま岡本委員から、とくしま小規模企業振興憲章の件につきまして、御意見を頂戴し、御指摘いただいたところでございます。

正に委員がおっしゃったような観点等々、明日から早速パブリックコメントを、約1か月かけさせていただきたいと考えてございます。この中で、経済団体の方をはじめ、広く県民の皆様から意見を頂戴して、今回、御報告させていただきましたのは、たたき台でございまして、いただいた御意見を素案に反映させていただいた上で、2月議会で案を御報告させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

岡委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました商工労働観光部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、商工労働観光部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第26号、議案第27号

以上で、商工労働観光部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。（14時21分）